

令和7年6月18日

「社会保険労務士法の一部を改正する法律」の成立について

全国社会保険労務士会連合会
会長 大野 実

第9次社会保険労務士法改正は、第217回通常国会において、本年6月6日の衆議院厚生労働委員会、10日の衆議院本会議にて可決されました。その後、参議院に送付され、17日の参議院厚生労働委員会、18日の参議院本会議において可決し、成立いたしました。

今般の社会保険労務士法改正は、近年、少子高齢化の進展、就業構造の変化及び多様な働き方の推進等による労働環境の変化や、世界規模で提唱されている「ビジネスと人権」に向けた取り組みへの対応が求められる中で、労働及び社会保険に関する専門家である社会保険労務士が、このような社会的要請に応えることにより適切な労務管理の確立及び個人の尊厳が保持された適正な労働環境の形成に寄与することにより、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上並びに社会保障の向上及び増進に資し、もって豊かな国民生活及び活力ある経済社会の実現に資することを使命とすることなど、4つの項目についての改正となっています。

今回の改正は、全国社会保険労務士政治連盟の協力のもと、自由民主党、公明党、立憲民主党、国民民主党及び日本維新の会をはじめ、多くの国会議員の先生方のご尽力とともに、厚生労働省の皆様にも多大なるご協力を賜り、実現に至ったものであります。

また、連合会、全国政連、さらには都道府県社会保険労務士会、都道府県社会保険労務士政治連盟の役員の先生方並びに会員各位の皆様のご支援も各地の国会議員の先生方のご協力につながったものと認識しております。改めて今回の法改正にご協力をいただきました関係者の皆様に心より御礼申し上げます。